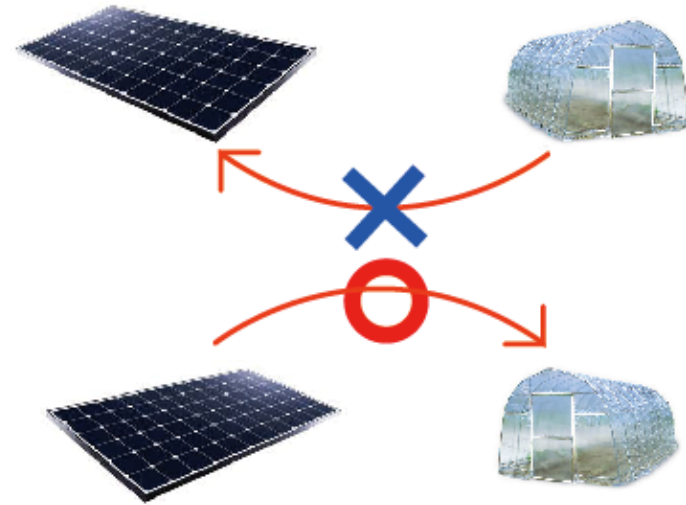


# 17.農地法の規制を受けない 低コスト耐候性ハウス(ビニールハウス)と ソーラーパネルの合体

2@以内の敷地であれば農地にビニールハウスが建てられる。ではビニールハウスの定義とはなんだろうか。簡単に取り外しができる農業施設と埼玉県は定義している。では何をって簡単と言うのだろうか？県の説明ではコンクリート性の地面でないことと説明している。コンクリートが地面に使われていなければ撤去が簡単であるという事である。ではそれにソーラーパネルを載せても良いかとの質問には、支柱にソーラーパネルを載せる補強をしてはいけない条件を付けている。つまりビニールハウスを建設する段階から単管パイプのような丈夫な柱を使えばよいのである。つまり人が入れるくらい背の高い架台の上に乗っているソーラー発電施設に温室効果があるフィルムを貼ればよいという事になる。ソーラー発電施設を建設するには農地転用が必要になるが、単管パイプ製のビニールハウスの上にパネルを載せることはかまわないとの見解である。同じことではないかとの反論が出るのは当然だが、県は既にビニールハウスとしてその施設が存在するなら、ハウス内に作物が植わっているはずだからと説明している。作物が植えているハウスの上は自由に使ってもよいとの見解を示した。

ソーラーパネルの下にビニールハウスを作る



ビニールハウスの上にビニールハウスを作る

